

関西学院大学「障がい学生支援に関する基本方針」

趣旨

1. この基本方針は、本学の建学の理念であるキリスト教主義に基づき、修学意思を持つ障がいのある学生を受入れ、合理的配慮に基づく支援内容を含め、修学のために必要な支援を行い、障がいのある学生の学ぶ権利を保障する際の基本的な考え方を示すことを目的とする。
2. この基本方針は、全ての教職員が障がい学生支援の充実・向上を図ることを目的として、「国連・障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を遵守し、次のとおり定めるものである。

基本方針

1. 機会の確保
本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しく学生生活を送れるよう修学機会を確保する。ただし、学術研究機関としてふさわしい教育研究の水準を維持するものとする。
2. 受入姿勢・方針に関する情報公開
障がいのある大学・大学院進学希望者や在籍する障がいのある学生に対し、大学としての受入姿勢・方針を公開する。
3. 支援を受ける人の対象範囲
本学に入学を希望する障がいのある人および本学に在籍する障がいのある大学生・大学院生、特別学生、交換留学生等を対象に必要な支援を行う。
4. 決定過程
障がいのある学生（本学に入学を希望する障がいのある人を含む）が権利主体であることを踏まえ、障がいのある学生一人ひとりのニーズに基づき学生の所属学部・研究科と関係部課が相談の上、個別に支援方針を決定する。なお、意思の表明がない場合であっても、教職員は適切な機会を通じ、建設的対話を働きかける等、当該学生がニーズの申出をできるように自主的な配慮に努める。
5. 合意形成
支援内容の決定に当たっては、当該学生と十分な合意形成・共通理解を得て行う。当該学生が単独で意思の表明が困難な場合には、大学は、当該学生や保証人が意向を表明できるよう支援し、その合意形成を図るようにする。
6. 合理的配慮の提供
授業情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける支援の方法については別途定める。ただし、合理的配慮ではなくても必要に応じて支援を行うことを妨げない。
7. 支援体制
各学部・研究科及び学生活動支援機構総合支援センター等、学生生活に関わる全ての部課が支援を行う。支援の提供にあたっては、学長の下、学生活動支援機構総合支援センターが主体となり各学部・研究科等関係部課との密接な協働・連携体制をとる。
8. 不服申し立て
支援方法等について当該学生から疑義や不服の申し立てがある場合は、別途定める手続に基づいて行う。

9. 施設・設備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようバリアフリー化に努める。

10. 大学による研修

障がい学生支援に関する組織的な研修、教職員に対する研修(FD等)を実施する。

11. 基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、全学に基本方針の周知徹底を行い、かつ必要な規程の整備・予算措置を講ずるよう努める。

12. 改廃

この基本方針の改廃は、総合支援センター委員会の審議を経て、大学評議会において決定する。

附則

1. ここでは「障害」表記は主に法制度名称、医学的診断またはそれに関連して生じる社会的障壁を指す場合に使用し、人に対して用いる時は「障がい」表記を使用する。
なお、この件に関して様々な議論があることに鑑み、将来的に全学的な合意が得られた場合は、表記を変更することもある。
2. この基本方針は、2016年4月1日から発効する。